

ちやうかくしょうがいしゃ うんてん しゃりやう しゅるい かくだい
聴覚障害者が運転できる車両の種類が拡大します

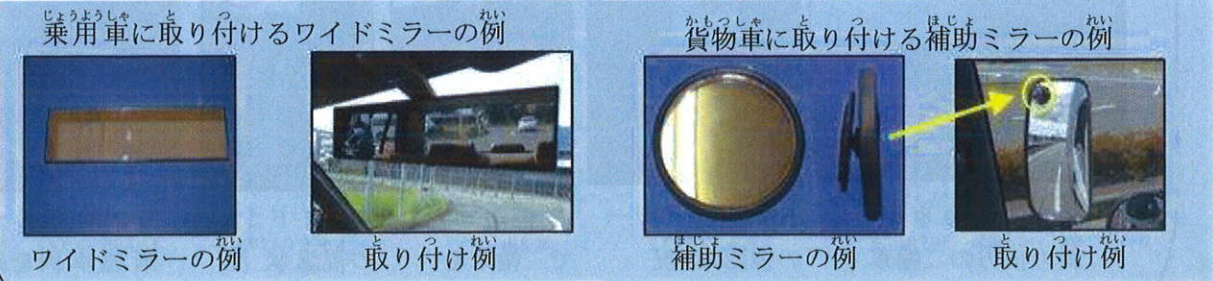
へいせい ねん がつ にち ちやうかく しょうがい かくだい ほちやうき しょう
平成24年4月1日から、聴覚に障害がある方（補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえない方）が運転できる自動車の種類が広がります。
 またげんどうきつけじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃめんきよ おおがたじどうにりん めんきよおよびふつうじどう
また原動機付自転車免許、小型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許の適性試験のうち、聴力に係る試験は廃止になります。

かくだいご うんてん じどうしゃ しゅるい うんてん じやうけん
拡大後に運転できる自動車の種類と運転の条件

自動車などの種類		現在	拡大後	運転の条件
ふつうじどうしゃ 普通自動車	じやうやうしゃ 乗用車	○※	○※	とくていこうしゃきやう また ※ 特定後写鏡（ワイドミラー又は ほじよ 補助ミラー）を取り付けることと ちやうかくしょうがいしゃひやうしき ひやうじ 聴覚障害者標識を標示する うんてん じやうけん ことが運転の条件となります。
	かもちつしゃ 貨物車	×	○※	
げんどうきつけじてんしゃ 原動機付自転車		×	○	
こがたとくしゅじどうしゃ 小型特殊自動車		×	○	
おおがたじどうにりんしゃ 大型自動二輪車		×	○	
ふつうじどうにりんしゃ 普通自動二輪車		×	○	ありません。

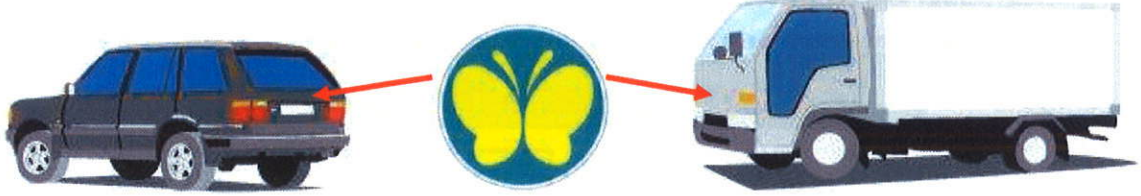
ふつうじどうしゃ とくていこうしゃきやう と
普通自動車への特定後写鏡の取り付けについて

ふつうじどうしゃ うんてん
 普通自動車を運転するときには、ワイドミラー又は補助ミラーを取り付けることが必要です。
 (げんどうきつけじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ おおがたじどうにりんしゃおよびふつうじどうにりんしゃ うんてん
 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは必要ありません。)



聴覚障害者標識の標示について

普通乗用自動車のほか、普通貨物自動車を運転するときも、車両前後に聴覚障害者標識の標示が必要となります。(原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは、標示する必要はありません。)



普通自動車への特定後写鏡の取り付け方法と実際の見え方

普通自動車の後方と、運転席と反対側の斜め後方の交通の状況を確認することができる特定後写鏡の例 (原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは、装着する必要はありません。)

普通乗用車に取り付けた従来の特定後写鏡 (ワイドミラー) の例



後方の緊急車両と斜め後方の二輪車



ワイドミラーの視認状況



二輪車拡大図



緊急車両拡大図

普通貨物車に取り付けた特定後写鏡 (補助ミラー) の例



後方の緊急車両と斜め後方の二輪車



左サイドミラーの視認状況



左補助ミラーで二輪車を確認



右サイドミラーの視認状況



右補助ミラーで緊急車両を確認

ふつうかもつじどうしゃ など、うしろがみえない普通自動車^{じどうしゃ}を運転^{うんでん}するときには、
補助^{ほじょ}ミラーを取り付けなければなりません

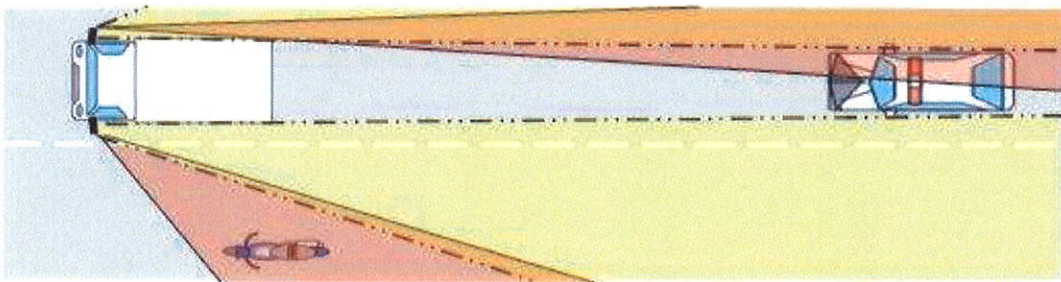
補助^{ほじょ}ミラーとは

荷物^{にもつ}により後^{うしろ}ろが見^みえない普通^{ふつう}貨物^{かもつ}車^{しゃ}などの左右^{さゆう}のサイドミラー（ドアミラー）に
取り付けることで、自動車^{じどうしゃ}の後方^{こうほう}の視^{しかい}界^{かくほ}を確保^{かがみ}することができる鏡^{かがみ}のことです。

運転^{うんでん}席^{せき}側の補助^{ほじょ}ミラーは、内^{うちむ}向^むきに角^{かくど}度^どを付^つけることで自^{じぶん}分の真^ま後^ごろの視^{しかい}界^{かくほ}を確保^{かがみ}
することができ、緊^{きん}急^{きゅう}車^{しゃ}兩^{りょう}などを発^{はっけん}見^{けん}しやすくします。

また、運^{うんでん}轉^{せん}席^{せき}と反^{はん}對^{たい}側^{がわ}の補助^{ほじょ}ミラーは、外^{そとむ}向^むきに角^{かくど}度^どを付^つけることで、運^{うんでん}轉^{せん}席^{せき}と
反^{はん}對^{たい}側^{がわ}の斜^{なな}め後^{こうほう}方^{しかい}の視^{ひろ}界^{ひろ}を広^{ひろ}げ、サ^{しかく}イドミラーの死^じ角^{かく}に^{じどう}いる自^じ動^{どう}二^に輪^{りん}車^{しゃ}などの車^{しゃ}兩^{りょう}
を發^{はっけん}見^{けん}しやすくします。

（原^{げん}動^{どう}機^き付^{つき}自^じ転^{てん}車^{しゃ}、小^こ型^{がた}特^{とく}殊^{しゆ}自^じ動^{どう}車^{しゃ}、大^{おお}型^{がた}自^じ動^{どう}二^に輪^{りん}車^{しゃ}及^{およ}び普^ふ通^{つう}自^じ動^{どう}二^に輪^{りん}車^{しゃ}を運^{うんでん}轉^{せん}するときは、
装^{そう}着^{ちやく}する必^{ひつ}要^{よう}はあ^ありま^ませ^せん。）



サイドミラーでみえる範囲

補助ミラーでみえる範囲

手話^{しゅわ}通^{つう}訳^{やく}士^しについて

運^{うんでん}轉^{せん}免^{めん}許^{きょ}試^し験^{けん}にお^おいて、不^ふ安^{あん}のあ^ある方^{かた}は手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}士^しを手^て配^{はい}して一^{いっ}緒^{しょ}に^く来^きるこ^こが
でき^きます。

た^ただ^だし、学^が科^か試^し験^{けん}中^{ちゆう}は、手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}士^しは退^{たい}席^{せき}し、待^{たい}機^きして^いた^ただ^だく^くこ^こと^とな^なり^りま^ます。

お^お問^{もん}い^い合^あわ^わせ^せ先^{せん}

静^{しず}岡^{おか}県^{けん}警^{けい}察^{さつ}本^{ほん}部^ぶ 交^{こう}通^{つう}部^ぶ運^{うんでん}轉^{せん}免^{めん}許^{きょ}課^か 試^し験^{けん}係^{けい}

電^{でん}話^わ 054-271-0110 (内^{ない}線^{せん} 755-331, 332, 334)

FAX 054-250-8375